

＝事業主の皆さまへのお願い＝

## 給与所得者の個人住民税は『特別徴収』で

給与所得者の個人住民税は、従業員の給与から「特別徴収」して、従業員の住所地の市町へ納めなければならないこととなっています。

- 所得税を源泉徴収して、個人住民税は特別徴収しない、ということは法令で認められていません。
- 原則として、パート・アルバイトを含むすべての従業員から特別徴収をする必要があります。

三重県と県内全市町では、平成26年度から、法定要件に該当する事業主の皆さまに個人住民税の特別徴収を実施していただくための準備を進めています。ご理解とご協力をお願いいたします。

個人住民税の特別徴収制度について詳しいことは、木曾岬町税務課へお問い合わせください。0567-68-6102